

## 平成28年白老町議会全員協議会会議録

平成28年10月13日（木曜日）

開 会 午後 4時00分

閉 会 午後 5時14分

---

### ○議事日程

1. 地域循環バス元気号の追加運行（経過）について

---

### ○会議に付した事件

1. 地域循環バス元気号の追加運行（経過）について

---

### ○出席議員（13名）

1番	山田和子君	2番	小西秀延君
3番	吉谷一孝君	4番	広地紀彰君
5番	吉田和子君	6番	氏家裕治君
7番	森哲也君	8番	大淵紀夫君
9番	及川保君	10番	本間広朗君
11番	西田祐子君	12番	松田謙吾君
13番	前田博之君		

---

### ○欠席議員（1名）

14番 山本浩平君

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

副 町 長	岩城達己君
地域振興課長	高橋裕明君
地域振興課主幹	佐々木尚之君

---

### ○職務のため出席した事務局職員

事務局 長	南 光 男 君
主 査	増 田 宏 仁 君

---

◎開会の宣告

○副議長（前田博之君） それでは、ただいまより全員協議会を開会いたします。

（午後 4時00分）

---

○副議長（前田博之君） 本日の全員協議会の案件は、「地域循環バス元気号の追加運行（経過）」についてであります。

それでは、担当課からの説明を求めます。

岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 大変お疲れのところ、議会全員協議会の時間をいただきましてありがとうございます。

さて、本日の案件は、本年6月会議におきまして、補正予算をいただきました地域循環バス元気号の補完する乗合タクシーについてであります。

本年7月21日に白老交通株式会社と契約を結び、8月からの運行に向けて協議を重ねてまいりました。しかしながら、新たに運行する車両や運転手の確保に時間を要したことから、9月に暫定運行を開始し、本格運用は10月5日に至ったものでございます。

このようなことから、事業実施に至るまで時間を要したことに町としましても深く反省するとともに、町民の皆様、議会の皆様にご心配とご迷惑をおかけしましたことを心からおわびを申し上げます。

この後は、担当課から運行開始までの経緯と利用状況についてご説明いたします。

○副議長（前田博之君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） それでは、お配りしております資料を用いて説明をしたいと思います。

まず1枚目に白老町乗合タクシー運行業務についてという資料がございます。

1. 契約方法、受託者、請負契約、これは単価契約でございますが、白老交通株式会社。
2. 業務名、乗合タクシー運行業務委託。
3. 契約期間、平成28年8月1日から平成29年3月31日まで。
4. 契約金額、先ほどの単価契約というのは日額でございます、日額2万5,920円。
5. 契約年月日、平成28年7月21日ということでございます。

次に、6、主な経緯でございますが、2枚目に経過表というのがついてございますが、その中からご説明してまいります。

まず今、先に申し上げましたように、7月21日に契約の締結がございました。この契約は1社随意契約となっております。これは、道路運送法第21条の許可による申請を行うにあたって、今回、運行しようとしている車両10人以下の車両について国土交通省にタクシー事業の登録をしている事業所しか該当にならないということで、町内の運行が許可されている町内の事業所は1社だ

けということでありまして、随意契約に関する運用方針第2号に該当することから、1社随意契約となっております。

次に、9月12日に暫定的にタクシー2台による運行を開始しております。これは町の、当初言っておりますその運送法の第21条、いわゆる一時的な需要のための実証実験的な運行ということに基づかないタクシー利用ということで暫定的に開始したものでございまして、これは乗合タクシー許可というものを受けていない運行になりますので、運輸支局との確認により利用者負担は無料として暫定運行を開始したところでございます。

それから9月26日でございますが、これは道路運送法第21条の運行の申請を事業者側が運輸局側に申請をいたした日でございます。

そして、その結果、9月30日にその申請の許可をいただいております。

そして、10月4日には新たな車両、これは購入した車両ですが、その申請と、この26日に運行申請していた車両の新しい車両を加えた申請をして、当日許可を受けているということにより、全て準備が整い、5日から本来の乗合タクシーとしての実証実験の開始に至ったというものでございます。

それで、利用者状況について、若干説明いたしますが、9月12日から10月4日までは暫定運行ということで、15日間運行してはおりますが、詳しくはその説明資料にも書いておりますけども、この15日間で利用者は17名おりました。

そして、10月5日、乗合タクシーとして開始した以降につきましては、先週分までですけども、5日、6日、7日の3日で4名あったということでございます。北吉原地区の利用者が多いということでしたが、段々徐々に範囲が広がっていき、竹浦、虎杖浜の皆さんにも利用されるようになってきている傾向にはございます。

以上で、この追加運行開始までの経過と利用状況についての説明を終わらせていただきます。

**○副議長（前田博之君）** それでは、ただいま説明がございましたが、この件についてお聞きしておく必要がある方はどうぞ。6番、氏家裕治議員。

**○6番（氏家裕治君）** 今、高橋地域振興課長のほうから説明ありましたけども、これは議会の中でも十分議論されて始まった運行なのです。議会の中で何が議論されたかといったら、例えば代替運行するのはいいと、そういった政策判断されたのはそれはそれでいいと。ただし1人当たり500円取るというのはどうなのだろうと。ましてや、今1人で例えば病院に通うことのできない人方に付き添いで入られる方はどうなのだと。これも当然いただきますという話だったでしょう。それが、どんな理由にせよです。利用者負担は無料でもって、これを運行したのですね。議会に何も説明もなかったでしょう。これは私は絶対おかしい話だと思います。あれだけ議会の中でけんけんごうごうと、この利用料についてはこうあるべきだ、こうではないのか、こうできないのかということ議論した中で、当分こういった形の中でやらせてもらって、もし何か不都合な部分が出れば、それはまた考えさせていただきたいという話でもって、多分そういう答えをもらっていたのです。でも変わって運行して、今、こういう説明があるのは。これをただ説明して、このとおりです、

よろしくお願いたしますので終わりますか。もうちょっときちんと答えてください、どうしてこういう形になったのか。そんな説明しかできないのだったら、今後私たちは何の質問もできないです。いくら質問したところでもって、勝手に行政の中が動いて、勝手にやられるのだったら私たちはここで何のために真剣に議論するのですか。行政が全部考えてやってください。

**○副議長（前田博之君）** 高橋地域振興課長。

**○地域振興課長（高橋裕明君）** まず、経緯につきましては、今、氏家議員がおっしゃられたように説明がなかったですとか、そういうところは大変反省しております。我々といたしましても9月には運行開始したいという思いもございましたけども、なかなか運行にはっきりした見通しかなかったものですから、それでも一日も早くやはり運行開始するということから暫定的な運行に踏み切ったものですが、今言われたように法的に無料にするしかなかったものですから、そこはご理解いただきたいと思っておりますけども、説明とか、事前の周知、そういうものがなかったことはお詫びしたいと思います。

**○副議長（前田博之君）** 6番、氏家裕治議員。

**○6番（氏家裕治君）** 6番、氏家です。高橋地域振興課長、その答え方はおかしいです。はっきりした見通しがない中で政策判断するわけないでしょう。本当に情けないというか、きちんとした見通しがあって政策判断したのではないですか。そして予算つけたのでしょうか。そしてここで契約しているのでしょうか。はっきりした見通しもないのに、どうしてここで契約するのですか。それは言葉の使い方をきちんと考えなければだめです。私は何回も質問するつもりはないです、私だけではないと思います。はっきりした見通しもないのに契約するわけないでしょう。こういうふうにして、高橋地域振興課長もいろいろなことを考えて、こうやるのだということでもって町長にかけ合ってくれてでしょう、そして町長の政策判断の中でこうやりますという話になったのではないですか。そうでしょう。はっきりした見通しがきちんとあったのでしょうか。そこだけはきちんとしたほうがいいです。私たちもそんな話では納得できません。

**○副議長（前田博之君）** 岩城副町長。

**○副町長（岩城達己君）** 当然、これは6月議会で大変議論になって、やはり早く手を打たなければだめだと。議会の皆さん、町民の皆さんの声を町長が政策判断したというのは私たちも重く受けとめて、この事業を取り組むということできました。当然、見通しといいましょうか、いろいろな法的な部分をクリアしながら進めなければならないということもあって、地元の事業者でできることという部分の判断に立って進めてきたという部分がございます。料金についても、議会でも当然たくさん議論いただいた中で、実証運行ですから、6月の議会でもお答えしたように500円だけではなくて、いろいろな方法で料金体系も考えながら、実証実験をしながら、結果的にどういう方法が最もいいか、その辺は進めていきたいということが今回の実証実験の一つでもあります。ただ、氏家議員おっしゃるとおり、9月のいくら法的な部分があろうとも、そういう違いがあつてきて、町民のために早く運行させたという理由はあるのですけども、やはり議会の皆さんにこういう事態になっているということをご説明して運行させればよかったかという部分は私ども深

く反省している部分でございます。何とぞこの部分がきちんと成功して、町民の皆さんの本当に走ってよかったということの言えるように、今後もしっかりこの辺については遺漏のないように取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

**○副議長（前田博之君）** 6番、氏家裕治議員。

**○6番（氏家裕治君）** 6番、氏家です。多分私だけではないと思いますので、私も簡単にこの辺の時系列的なものをちょっと見せていただくと、7月21日に請負契約を締結しているのですね。7月21日に請負契約を締結していると。これは、相手方がこれは、最初から高橋地域振興課長がこれを説明しているように、タクシー会社さんとの話し合いの中でできるということを踏んで、そこしかできないと言われていたのだから、そこ話し合いのもと締結したのですね。それは間違いないでしょう。それが運行法上、問題があってできなかったという問題については、その説明で私たちに理解すれというのですか。締結する以前にその辺の問題というのは明らかにしておかなければいけない問題なのではないかと私は思うのです。だから、これは8月号に出た広報元気もそうだし、私たち議会の中での議論もその中でもって示されて、町民の方々は多分、待ちに待っていたのではないかと思うのです。でも7月21日に締結されて、運行開始したのが9月20日です、2カ月間。確かに法律上の問題があった、だから今後こういうことがないように、それは通らないです。政策判断みんなそういう形でもって進んでいくのだったら、私は理解しないです。皆さん理解するかもしれないですけども、私は理解できません。これは誰が聞いても多分理解できないと思います。はっきり言って。理解してくれるように質問してくれる方がこれからいけばいいのですけども、私はこれでは理解できないです。

**○副議長（前田博之君）** 高橋地域振興課長。

**○地域振興課長（高橋裕明君）** 今、おっしゃられたように、いち早く運行に開始したいということで進めておまして、事業者ともそういう協議をしてきたところですが、ここの法的に遅れるとかそういうことではなくて、事実上、そういう車両の確保ですとか、乗務員の確保が予定どおりいかなかったということが一つ遅れの原因としてございますが、その辺は我々も促してはまいったのですが、その遅れがあったということがございます。

**○副議長（前田博之君）** 6番、氏家裕治議員。

**○6番（氏家裕治君）** 4回目になりますけども。高橋地域振興課長、今、車両が用意できなかったとか、運転手さんが用意できなかったと今話されたでしょう。そういう話は締結後に、そういう話がもし通るのであれば、これはほかの契約みんな通ってしまいます。これは一つの例に出してしまったら、工事契約なんかはどうしますか。ましてや随意契約です。私は何でもありだったらいいのけども、一つのルールに基づいてやっているわけでしょう。そうしたら例えばこれを許されるのだったら、私たちのこれも許されるねとなってしまうでしょう。特に工事契約なんかはそうでしょう。労務者がいない、機械が足りない、悪いけども1カ月延ばして、2カ月延ばしてとそれは通るのですか。これだけにしておきます。

**○副議長（前田博之君）** 高橋地域振興課長。

**○地域振興課長（高橋裕明君）** 今おっしゃられたように、一刻も早く運行するというのは当然、必要であったと思います。その中で今回の契約の内容につきましては、日割り単価契約を結んでおりまして、それで7月21日に結んでいるのですが、8月1日以降用意ができ次第ということで、運行した日について日割り単価を払うという契約になっておりましたので、8月から必ずやるという契約ではなかったものですから、その辺の状況が原因がございます。

**○副議長（前田博之君）** 5番、吉田和子議員。

**○5番（吉田和子君）** 今の同僚議員質問いたしましたけれども、契約という一つのものを議会で議論を徹底してやったわけです。町長の政策判断だということで、全て行政側で本当に町民の足を守るために病院に人たちを守るために実施をするということで契約を結んだわけですね。私が1番納得できないのは、契約を結ぶという時点でその用意ができなかったとか、そういうことがそのときになぜ言わなかったのか。この説明聞いていたら順を追ってきちんとやるような方向性出しているでしょう。きちんと広報も8月に載せて、1日に載せて、書類も全部できて、そしてもう8月末から始めますというふうにして、町民にも広報したのです。だから乗合タクシーを使ったわけでしょう。乗合タクシーを使うことが、なぜ交通法で許されないのかということは取り調べなかったのか。それともう1点、なぜその分を町が持たなければならないのか。タクシーと運転手の確保に時間を要したのは契約した側でしょう。契約した側は契約したときに、それは日当だからいいですとか、そういうことではないですね。町民に周知した日程に間に合わなかったわけですね。責任を町が負うのですか。その辺もちょっと違いますか。それでいいのでしょうか。それとなぜ7月に契約していて、その運転手の確保と、本当に車両の確保だけができなかったのか。ほかに理由なかったのですか。そしてその乗合タクシーをやったときに、許可がおりるまでにまたそれも時間がかかっていますね。なぜこんなにタクシー会社でなければだめだということで契約していて、タクシー会社という資格を持っているからできるところだったわけでしょう。それがその資格を取るためにこんなに時間がかかるのかということがもう1点不思議なのですが、その点の説明をお願いいたします。

**○副議長（前田博之君）** 高橋地域振興課長。

**○地域振興課長（高橋裕明君）** ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、今回の契約は乗合タクシーという形式で許可を受けて、暫定運行としての許可を受けて運行しますということで、8月以降、そういう乗合タクシーの許可を受けた後に、乗車したときに限って日額で支払いをするという契約であります。ですから、8月1日から運行開始するとかということの契約ではなかったということでもあります。それで9月12日からの暫定運行につきましては、乗合タクシーの許可を受けない運行ということで、一般のタクシー事業を活用して、もしお客さんが乗って石山とか、どちらかに行った場合はその実費分を町が支払うと。要するに町がタクシーを予約して乗せたという形式になりますので、町が実費分の負担をしたということでございます。

**○副議長（前田博之君）** 2点目、責任体制と、あと7月に契約しておいて、なぜ運転手確保できなかったのか。あと2点、答弁漏れがあります。

高橋地域振興課長。

**○地域振興課長（高橋裕明君）** 先ほどの当初の契約方法によって、町としては、その事業者について早期に運行開始できるように促していたということは事実としてあります。それで、その暫定運行の料金をなぜ町が払ったのかという点につきましては、町が予約というか、タクシーを確保して運行させたということに対して町が負担したということでございます。ですから、事業者が遅れたから事業者のほうで負担するということにはならないということでございます。

**○副議長（前田博之君）** 5番、吉田和子議員。

**○5番（吉田和子君）** 全然、意味合いがつかめないのですけども。契約とは何ですか。契約というのは、この事業をやりますという資格があるので、私どもで受けたいと思いますということで契約するのではないですか。それが実行できなかった。遅れた。だけど町民にはもう周知した。だから町が頼んで、お金を出してやってもらったと普通、理解できると思いますか。私、タクシー会社ですから、ほかに運転手たくさんいるのではないですか。運転手は何か資格必要だったのですか。介護士の資格を持っているとか、福祉士の資格を持っているとか、そういう人がいないからだめだったのですか。そうではなくてタクシーの運転手はたくさんいますね。その時間滞に合わせて、許可さえ出れば運行できたのではないですか。なぜその契約をしたときに、その許可を取る資格を、それはおかしいと思いませんか。契約というのは、その資格をきちんと取ってやりますということなのでしょう。乗合タクシーの資格を取ってやるということが前提で契約していますね。50日たってもできなかったから暫定的にやって、町がやるようになってからお願いして無料でやってもらうというのは、契約にそういうことは書かれていたのですか。もし運転手が用意できなくて、車が用意できなかった場合は、町がお金を払いますのでやってくださいという、そういった契約をしていたのでしょうか。それなら仕方ないですけども。契約というのはそういうものなのでしょうか。私たち物事を契約するのにそんな簡単なことではないと思っていますけども。

**○副議長（前田博之君）** 高橋地域振興課長。

**○地域振興課長（高橋裕明君）** まず、最後に言われた契約内容については、そういうような契約追加の条項というのは一切ないということです。先ほども申しましたように、今回の契約については8月1日以降に許可を得て、10人乗りのタクシーを用意して、そこで運行してもらうというものの日割り額での契約だったということでございますので、なるべく早くという促しはしていたのですけども、その車両と10人乗りのタクシーに使う自動ドアの車と、それと運転する乗務員を探していたということでございます。

**○副議長（前田博之君）** 岩城副町長。

**○副町長（岩城達己君）** 今、高橋地域振興課長が言った内容なのですが、実はこの乗り合いタクシーは、既存のジャンボタクシーなりを運用して運転できていたら、今おっしゃるようなことでもいろいろなことをもっと早めてできたかと思うのですが、既に3台あるジャンボタクシーがもう観光時期で全部出払っていて、今回は新規に車を購入すると。それと、ドライバーさんも余裕あっては雇用していないので、これを専属につけるドライバーさん、当然2種免許を持った方をあてると。

その雇用が発生するので運転手さんを探さなければならないという行為があって、実際は遅れてきたというのは、そういう部分で新規に車両と運転手さんを探したと。そういう部分で日数がかかったというのは、こういう遅れてきた理由の中の一つにあります。契約ですから、相手方も契約をしっかりと結んだ上で、この価格でいきますということが町と事業者さんと間で契約行為が結ばって、初めてこれを履行していかなければならないということになりますので、事前にどんな部分がいいか云々は、それは協議という部分は進めてはきたのですが、なかなかそこまで車も全部おさえきれなかったというのが実態にあります。

**○副議長（前田博之君）** 5番、吉田和子議員。

**○5番（吉田和子君）** 車を用意するのに日程がある程度かかる、新車でもし車を買ったにしても大抵の、皆さんわかっていると思いますけども1カ月くらいはかかりますね。用意して、全部名義を登録してとか何とかとなったらわかるのですが、そういうことであればそれは契約するときにはわかるはずですね。だから終着点がありますね、始めるときに、日にち決まっていますね。だから、7月の末に契約して、8月の末に始まりますということで広報に載せているわけです。それよりも遅れた場合ということは、もしかしたらそのときには考えなかったのかもしれませんが、遅れた場合に町が責任持つという契約になったのですか。それで無料でやったということになりますか。それとも町民に迷惑をかけないようにするためにやったと私は思って、いい方に理解するのですが、でもその分をなぜ町が出すのかというふうにはちょっと思うのですが、契約というのはそういうことではないような気がするのですが、その辺どうなのでしょう。何かその辺がちょっとまだしっくりこないのですが。

**○副議長（前田博之君）** 岩城副町長。

**○副町長（岩城達己君）** 後段のほうの町民の皆さんにという部分なのですが、実は車両が見つからないというので、見つかるまでどうするのだというのは我々1番考えたところです。1番困るのは町民の皆さん、患者さんが、これを利用したいという人たちがどんどん遅れてくることによって1番、迷惑をかかってしまう。それであれば、9月12日になりましたが、小型タクシーで車両がジャンボが見つかるまでの間、それで運行させようということを事業者と協議して、そういう体制をとってくれということにしました。これは、なぜかという、やはり遅れていくことによって町民の皆さんに迷惑をかけると。そのことがもう1番にこういう手段を取らせていただいたということです。このときに、利用する方から料金取るかという部分もあったのですが、それが先ほどいいます乗合タクシーに違法になると、抵触する恐れがあるということで料金は取れなかったのですが、今ご質問あったとおり、事業者がその部分を責任、車を見つけられないのだから責任持ってやるべきではないかという部分もあるのですが、どんな形であれ料金を取れない、要するにその無料でないこの段階では許可がおりなかったのです。要するに町が無料で走らせますということが、この21条に触れないという部分なのです。お客様にしようが、事業者にしようが、その走らせた料金見合い分を町に納めるというのが21条に抵触する恐れがあるという判断のもとに、この部分は料金はいただけないと、こういう判断で運行させたということでございます。

○副議長（前田博之君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） その町で出したお金はタクシー会社にいつているのですね。車を出しているから、当然。そうしたら契約者としては、一切そういうことがあっても責任は取らなくていいということなのですね。どっちかといったら自分の都合ですね、自分のやり方ですね。契約者の日程があつて、それに間に合わせられなかったというのは、それは契約者側の責任ですね。町の責任ではないですね。違いますか。町の責任になるのですか。もちろん町民の足を守るということが前提だからわかるのですが、町の責任になるのかと。ではなくて、だからタクシーをもし出したとしても、自分たちはそのあとそれを使うようになったら利益を得るのです。利益出るかどうか、赤字かマイナスかわからないですけども、仕事として取ったわけです。それなのに自分のほうの都合で遅れたと、日程に間に合わすことができなかつたと。町民の足を守るということが前提だから町が出しましたと。これから何かそういう契約があつたときに、町民の足を守るためだつたら、そういうことが出てきたときには町は負担をしていくということになるということに前例をつくることになると思いませんか。それでいいです。

○副議長（前田博之君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） まず、その契約のよしあしというのはちょっと別にして、今回の契約はその開始時期を明確にしていないのです。用意ができ次第開始するというので契約していますので、そこまでの日程というのは当然決めていない。それで、最初我々の思いはいち早く開始するということが当然思いでしたので、そういうふうにしたとは思っておりましたけれども、それが結果的にこういうふうになつたということでございます。それで、町が責任持つというお話なのですが、要するにタクシーを走らせたときに料金が発生して、それをタクシー会社が払うということの運行はちょっとそれはできないものですから、当然、お願いした町のほうで負担するという結果になっております。

○副議長（前田博之君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） では、開始時期を決めないで契約をしたということですね。契約というのはそうなのですか。だから車が用意でき次第やってくださいということだったのでしたのですか。そうであれば、車が用意できてからやったらよかつたのではないのですか。町がお金を出すのなら。町民が困つてもどうしようと、そういう契約を町がしたということでしょう。日程を決めないということは、車が用意できたらするということだったのでしたのですか。そうしたら、その辺おかしいのではないのですか。だけど日程から遅れたと。日程は何も結んでいないわけですから。町民にもいつからやると約束していなかつたわけですね。そうであればなぜ広報にこういうふうにして載せたのですか。その辺のことが何か、すごい矛盾がいっぱいではないのですか。その辺ちょっと何かおかしいと思ひますけども。

○副議長（前田博之君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 我々も一刻も早く運行したいという思いで取り組んでまいりました。それで、その中でいち早くできるだろうというふう想定していたものが、そういうふう

ずれ込んでいったという結果になってしまって本当に申しわけなく思いますけども、いち早くやるということで取り組んでまいりましたので、いつでもいいとか遅れてもいいとかという気持ちで取り組んできたわけではないということだけご理解いただきたいと思います。

**○副議長（前田博之君）** ほか、ございませんか。

11 番、西田祐子議員。

**○11 番（西田祐子君）** 11 番、西田でございます。何点か質問させていただきます。

まず1点目のお話なのですが、先ほどから吉田議員が何度も契約のことについて伺っております。まず、この契約の瑕疵は生じないのかというご質問だったと思うのですが、私もそれについて疑問に感じております。ですので、ぜひその契約の内容を出していただきたい。

それと2番目に、9月7日、私は議会の一般質問で乗合タクシーの運行が遅れていることに対して具体的にどのような理由かと尋ねております。そのときには一切今のような状況は説明はされませんでした。ただ、言われたのは道路運送法21条の関係で遅れております。ですから、私の質問の仕方も悪かったのかどうかと思いますけれども、でもよく考えてみたら具体的にどのような理由かと聞いておりますのに、具体的に答弁してもらえなかった。これは、私1人だけの質問ではなく、議会での質問ですので、これは議員全員にきちんと説明する責任がそちらのほうにあったと思います。もしそのときに今の状況、車の手配がつかない、人員の手配がつかない、今そういう状況であるという説明をし、今後暫定的にタクシーによる運行をしたいのだという話があれば、きょう現在、そうやってその席で説明する必要はないわけです。またその後、9月中の議会の真っ最中ですから、もし運行するのであれば運行しますと、ぜひしたいのでという形で報告があればよかったのに、そのときも一切なかった。これは私の一般質問に対する答弁、これはどういうふうに考えていらっしゃるのか。また議会に対して町側の説明責任、私は議会中だったのですから、これは軽んじられているのではないかと思います。この3点についてご質問させてください。

**○副議長（前田博之君）** 高橋地域振興課長。

**○地域振興課長（高橋裕明君）** まず、1点目の契約書の内容については、後ほどコピーしてお配りしたいと思います。そういうことでよろしいですか。今、用意します。それから、議会中の21条の申請ができていないということですが、申請ができていないのは、今言ったようにそういう車両が確保できないから申請ができていなかったのですが、私どももう9月に入って一刻も早く運行開始したいという意思はございまして、その中から何とか21条運行ではない方法でも病院から運行開始したいという思いで暫定的な運行に踏み切ったということですが、そのときはそういう具体的な方策を説明できるまでには至っていませんでした。そのときのお答えでは、その21条の申請ができていないということだったと思うのですが、その21条の申請ができていないという事実をそのときご説明したと思います。そのときの議会対応について、先ほども申しましたように、そのときの状況でお答えしていると思いますので、そのときに明確なことをお答えしていないのはそのときまだはっきりしていませんでしたということですが、

**○副議長（前田博之君）** もう1点の質問、吉田議員も言っていましたけども、契約の瑕疵につ

いて生じないのかということです。

高橋地域振興課長。

**○地域振興課長（高橋裕明君）** 現在、我々の状況で申しますと、その契約行為に対する内容の瑕疵についてはないということで考えております。

**○副議長（前田博之君）** 11番、西田祐子議員。

**○11番（西田祐子君）** 契約の瑕疵については、今、その契約内容を配付してくださるということですので、議員が一度読ませていただいて、本当に契約の瑕疵がないのか、生じないのかどうか、その辺はまた後ほどさせていただきます。私、具体的に9月7日議会での質問で具体的にどのような理由かと聞いたときに、道路交通法21条の関係でとって、これは道路運送法21条の関係でと、それは具体的な理由ですか。この道路運送法21条の関係でといたら、当然もう申請は出しているけれども、運輸局のほうで許可してもらっていないのですというふうにしか聞こえないのです。どういうふうに聞いても。でも、実際この時系列でいったら、運行申請出しているのは9月26日です。私が質問したのは9月7日です。申請も出していないのに道路運送法21条の関係でというのは、これは虚偽の答弁になりませんか。私は出していて、別にまだ戻ってこないというのだったらわかります。これは出しているのですか。この時系列でいったら、今いただいたこれを見させていただくと、どういうふうに読んでも9月26日道路運送法第21条申請と書いています。これはおかしくありませんか。これは虚偽の答弁になりませんか。私はどうもわからないのですけれども。以上、2点質問させていただきます。納得できるような、きちんとした答弁していただけますか。理事者側、よろしくお願いします。

**○副議長（前田博之君）** 高橋地域振興課長。

**○地域振興課長（高橋裕明君）** 9月議会での答弁につきましては、そのときの答弁は多分、21条の申請ができていないという答弁だったと思います。それで、申請をした後に許可がおりないという説明ではなかったと自分では思っておりますので、そのようにご理解をお願いします。

**○副議長（前田博之君）** 11番、西田祐子議員。

**○11番（西田祐子君）** 高橋地域振興課長、そのとき私質問したとき、答弁こうやって言っているのです。21条の臨時的運行の手続きを経て、車両確保して行うということにしてありますが、そういうふうに答弁しているのです。これは道路運送法21条の臨時的運行の手続きを経て、車両を確保して行うこととしてありますがといていたら、もう当然車両も確保されて手続きもしているというふうに理解すると思うのですけれども、これは私の文章を勝手に言っているわけではないです。ご自分の言った答弁です。私、だからどうも言っていることが納得できないのです。私の言っているのはおかしいですか。私はそういうふうに普通答弁されたら、もう当然のように車両を確保して行うということにしてありますがと、そこまでもうできているのだと理解します。できておりませんがともというのならまだわかります。でも、これは実際には9月26日に運行申請しているわけでしょう。これは業者さんが、やっと26日になってから申請できたわけですね。これは町がしなかったわけではないですね。私、その辺が業者さんをかばっているわけではないとは

思いますけれども、事実だけをきちんと示していただければありがたいかと思います。

**○副議長（前田博之君）** 今の西田議員が質問の会議録を精査してきて言っていますので正確に答弁願います。

高橋地域振興課長。

**○地域振興課長（高橋裕明君）** 繰り返しになりますけども、そのときの状況で申請していないというのはわかっていますから、申請しているけどもまだ許可がおりないのだという言い方ではないというふうに自分では考えております。

**○副議長（前田博之君）** 今、資料を配りますので、暫時休憩します。

休 憩 午 後 4 時 4 8 分

---

再 開 午 後 4 時 5 0 分

**○副議長（前田博之君）** 休憩を閉じて会議を再開します。

岩城副町長。

**○副町長（岩城達己君）** きょうの全員協議会の冒頭、私のほうからまず今回の自体全体について、議会の皆さんには大変ご迷惑をおかけしたということをお詫言させていただきました。今、この場になって、振り返って、あのときこうだった、ああだったというのは、私どもいうのは弁解にすぎないような気がします。事実に基づいて、事実をお答えしていくということしか今はありません。そういった部分では、先ほど来から説明している内容ではありますが、もっと議会との信頼関係を築いていく中では細かいことも情報を提供して、やはり説明責任を果たしていくという部分が非常に大事というふうに今、痛感しております。何よりも町民の皆さんのためにとってやっていることではあるのですが、やはりその部分はきちんと議会のほうにもご説明をして、ご理解をいただいた上で実行に移していくべきという部分は反省すべきところはしっかり反省しているということをご理解いただきたいと思っております。

**○副議長（前田博之君）** 11 番、西田祐子議員。

**○11 番（西田祐子君）** 西田でございます。先ほどから瑕疵がないというふうに説明していましたが、契約上の日割り計算で、また運行されてから支払うことになっているので瑕疵が生じないと言っていますが、その部分はこの契約上のどこに該当するのですか。それを説明をお願いします。

**○副議長（前田博之君）** 高橋地域振興課長。

**○地域振興課長（高橋裕明君）** まず契約書の最初のほうに、契約期間は8月1日から3月31日までという期間が明示されておまして、その期間の中で運行した場合は日額2万5,920円を払うというような契約内容になっております。

**○副議長（前田博之君）** 今、契約書を配りましたので、何条の何項にうたっているのか、きちんと明示して答弁してください。

高橋地域振興課長。

**○地域振興課長（高橋裕明君）** 今、申しあげましたように、1番最初のページに単価契約として、日額2万5,920円という単価が明示されていて、その契約期間は8月1日から3月31日までということによるものでございます。

**○副議長（前田博之君）** 今、契約書を読んでいますから、全員協議会ですけども、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長したいと思います。

ほか、ありませんか。

8番、大淵紀夫議員。

**○8番（大淵紀夫君）** 8番、大淵です。9月20日から10月4日までタクシーを使った分については、契約金額2万5,920円を業者の側に支払っているのか。それともタクシー代金を支払っているのか、そのどちらでしょうか。

もう一つは、契約上のことは今までかなり議論がありましたのでちょっとやめますけれども、第15条に損失負担という部分がございます。業務を行うにつき生じた損害については受注者がその費用負担をするという一文があります。そのあともありますけれども。今回のこのことについては、こういうこの条文というのは当てはまらないのかどうか。私が言っているのは、9月20日から4日までの間なのですけれども、その部分はどのような解釈になるのでしょうか。

**○副議長（前田博之君）** 高橋地域振興課長。

**○地域振興課長（高橋裕明君）** まず1点目の暫定運行した料金についてでございますが、この料金については実際に運行したタクシーメーターの料金の支払いと、それから15条の損失負担については、先ほど来申し上げていますように、その期間で運行した場合に日額で払うということに對しましては損失という、この15条は該当しないというふうに考えております。

**○副議長（前田博之君）** 8番、大淵紀夫議員。

**○8番（大淵紀夫君）** 8番、大淵です。そうしますと、町民から500円ということで報道をしたと。しかし、町民からの利用者さんからはいただいている。それは町が負担するということになりまして、町民の皆様に対して、どういうふうに言えばいいのかわからないけれども、この後、5日からは、これは当然500円いただいているわけでしょう。それまでは、町はどういうふうな解釈をしているのですか。なぜこういうことを聞くかということ、これはやはり町民の皆さんにとっては500円というのは非常に大きな金額の人もたくさんいらっしゃるわけです。ですからそこは考え方がきちんとしていないと、業者さんの都合なのか、町の都合なのか、契約上の問題なのかということは今議論されていますからそこには触れませんが、そのところも一つやはり大きな問題になると思いますので、その考え方はどうですか。

**○副議長（前田博之君）** 高橋地域振興課長。

**○地域振興課長（高橋裕明君）** 今、お話にあったように、この契約による運行と、その暫定運行という関係性は当然あるというふうには考えておりますけども、契約上の行為がこれは二つの行為ということで、別の契約外の運行ということになると思いますので、そういうような形をとったということでございます。ただ、その500円の負担ありなしについては、21条運行については

500円取れるということで進めておりましたので、その21条運行ではない暫定運行をしたということについては、我々としては一刻も早くそういう足の確保をしたかったということで運行したものと理解をお願いいたします。

**○副議長（前田博之君）** 8番、大淵紀夫議員。

**○8番（大淵紀夫君）** 8番、大淵です。そこは理解しました。そうすると、今度はまだ議員の皆さん方、契約の部分についてはなかなか納得されていない部分があると。これはやはり契約上、そのまま履行されれば、こういう事態は起こらなかったということになりますね。契約上、9月1日から運行されていればそういうことは起こらないわけですね。それが業者さんのほう、契約の相手方の準備の不都合によって遅れたということであれば、今の説明では私はそういうふうに聞こえます。そうだとしたら、これは業者さんがその責を負うべきではないのかというふうに思うわけです。それを町が出すというのは、なぜそうなるのかと。遅れた原因が町側にあるのなら別です。業者さんの側に遅れた部分があるとしたら、それはやはり損失というふうになるのかどうかかわからないけれども、それはやはり町が出すというのは何かちょっと筋が違うような気がするのだけでも、どんなものですか。言っている意味わかりますか。

**○副議長（前田博之君）** 高橋地域振興課長。

**○地域振興課長（高橋裕明君）** お話になっている内容は理解できますが、我々の考えとしては、この契約行為とそれ以外の暫定運行という考えで行っておりますし、あとこちらの契約に対してどうなのだという考えについては、今後ちょっと検証しなければならない部分もあります。

**○副議長（前田博之君）** 岩城副町長。

**○副町長（岩城達己君）** きょうの全員協議会、ほとんど議員さん皆さんから、その契約というものは何だといいたいでしょうか、契約行為した事業者がこういうふうに遅れたことによって、結果的に町民の皆さんにご迷惑をかけている。そのことは何にもなく、このまま進んでいいのかと。契約という趣旨にかえてという部分のご意見をたくさんいただきました。私も事業化するところと、また契約するセクションが違う部分にありまして、そこには契約等審議委員会という委員会組織があります。こういう事態をやはり委員会にきちんと諮って、今いろいろその責任の取り方、いろいろあると思います。今回のこういう事実をもとに委員会の私もメンバーの1人でありまして、きょうのことをしっかりその委員会の中できちんと整理したいというふうに考えてございます。

**○副議長（前田博之君）** 12番、松田謙吾議員。

**○12番（松田謙吾君）** 今、岩城副町長きちんと整理したいというし、それから議員側では納得できないまま終わっていますね。ですからきょうの決着は時間も越えているから無理だと思うのです。今、この契約条項ももらったけども、これもきちんと整理すると、もう一度改めて後日、これは続行したほうがいいのではないですか。納得しない方も改めて質問もできるし、町側もそう言っているのだから、きちんと整理してというのだから。ましてや、これははっきり言うけども議長が絡んでいるのですね。これは契約書にきちんと山本浩平と書いています。ですからこういうことも含めて、こういう契約のあり方も含めてもう少しきちんとしなければだめです。ということから

いくと、きょうは時間もこうだし、納得できない議員もいるし、説明側もきちんと整理を  
しているのだから、後日改めたらどうですか。

**○副議長（前田博之君）** 暫時、休憩をいたします。

休 憩 午 後 5 時 5 分

---

再 開 午 後 5 時 6 分

**○副議長（前田博之君）** 休憩を閉じて会議を再開します。

6 番、氏家裕治議員。

**○6 番（氏家裕治君）** 6 番、氏家です。私は、先ほど来から契約に関しての行政側の契約に関する姿勢というか、その考え方についてずっと、多分さまざまな議員さんもそういう話だと思えます。これは北海道の運輸広報というものが、インターネット上で公開されているのですね。そこには、平成 28 年 6 月 3 日から、この白老交通という会社が違反行為による処分を受けているのです。それを 71 日間、そういったタイムスケジュールからぼっていくと、6 月 3 日です。6 月 3 日にそういった行政処分を受けている。この内容は、運送施設の使用停止なのです。そういうことを踏まえていくと 7 月 21 日に請負契約の締結がされている。行政としては、こういったことを踏まえて、締結にもし踏みきったのだとすれば、これについては私は問題があると思うのだけでも。確かに 71 日間だから、8 月 15 日前後には行政処分は解除されるわけです。そうですね、71 日間停止処分ですから。だから、そこについては結んでいる契約がこの期間中の契約なのです。だからそこについての見解はどうだったのかだけお伺いしておきたいです。

**○副議長（前田博之君）** 暫時、休憩をいたします。

休 憩 午 後 5 時 8 分

---

再 開 午 後 5 時 8 分

**○副議長（前田博之君）** 休憩を閉じて会議を再開します。

高橋地域振興課長。

**○地域振興課長（高橋裕明君）** 行政処分についてでございますけれども、行政処分の期間が、6 月 13 日から 6 月 28 日の 15 日間ということで聞いております。なぜかという、71 日車という処分なのです。71 日車というのは車両で 71 日分という意味で、この 6 月 13 日から 27 日までの 14 日間を 4 台、そして 6 月 13 日から 28 日の 15 日間を 1 台、合計 71 日車ということで、処分期間は 6 月 13 日から 28 日ということで確認しております。

**○副議長（前田博之君）** 6 番、氏家裕治議員。

**○6 番（氏家裕治君）** それでは、これから多分議会の中でお話しされるといいましたが、この契約にいたって、そしてこれが延びた理由の中には行政としてはそれは入っていないという見解なのですね。それだけ聞けばいいのです。行政としての見解だけを聞けばいいです。そこだけきちんと答えてください。この延びた原因にはそこは一切絡んでいないのだということで契約は結んでいて、なおかつ今の今ままで言われていた答弁の中のそういった理由をもとに運行開始が延びたと

いう見解でいいのですね。

○副議長（前田博之君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） この処分月日からして、町のほうではそれを理由に延びたということとは考えておりません。

○副議長（前田博之君） 暫時、休憩をいたします。

休 憩 午 後 5 時 1 1 分

---

再 開 午 後 5 時 1 3 分

○副議長（前田博之君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

本件について、まだまだ審議不十分ということで各議員のほうから全員協議会でもう一度継続審査したいという申し出がありましたので、町のほうにも議員から提案された部分の答弁する部分がありますので、これを全員協議会継続審議をしたいと思います。

それで町が質問等について解決がされ全員協議会を開かれる状況になったときには改めて議会のほうに通知をしていただきたいと思います。そのような処理の仕方よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

---

#### ◎閉会の宣告

○副議長（前田博之君） これをもって、地域循環バス元気号の追加運行についての説明を終了いたします。

（午後 5 時 1 4 分）